

国家戦略特区の活用（構造改革の突破口） これまでの取組の成果（2）

各特区の主な成果

- 都市計画の認可手続をワンストップ化し、**東京都**の都市再生プロジェクト全体で、約10兆円の経済波及効果を見込む。
- **大田区**が全国初の旅館業法の特例活用により、民泊事業を2016年1月より開始。**大阪府**においても、同年4月より民泊事業を開始。
- **神奈川県**において、外国人家事支援人材の受入れについて、全国で初めて活用。第三者管理協議会を設置し、外国人家事支援人材の受入れをスタート。
- 2015年、**神奈川県、成田市、大阪府、沖縄県**にて年2回目となる地域限定保育士試験を実施。2015年度の全国合格者の1割以上、約2,400名が合格。保育士候補の掘り起しに極めて高い効果。
- 2017年、**成田市**において全国で38年ぶりとなる医学部を新設。国際的な医療人材の育成と、医療ツーリズムに取り組む。
- **養父市**において、「農業委員会の市への事務分担」「農業生産法人の役員要件緩和」などを活用した特区効果により、これまでの10年で4社のみであった企業参入が指定後は10社に。
- 雇用条件の明確化を図る雇用労働相談センターを設置した**福岡市**では、福岡市独自事業との連携で相乗効果を高め、全国で最も多い相談実績。（2015年度は940件、3.2件/日）
- **愛知県**において、全国初となる公設民営学校を実現。多様な民間人が教員となり、将来のモノづくりのリーダー輩出に取り組む。

区域会議の開催、区域計画の認定状況（規制改革メニュー活用数：35、事業数：175）

関西圏（大阪府、兵庫県、京都府）

医療等イノベーション拠点、チャレンジ人材支援

区域会議 | H26.6.23, 9.24/ H27.3.11, 9.3, 10.14, 11.26, 12.11/
H28.3.24, 5.10開催

区域計画認定 | H26.9.30, 12.19/ H27.3.19, 9.9, 10.20, 11.27, 12.15/
H28.4.13, 5.19

メニュー 15
事業 21

- ・保険外併用療養に関する特例
- ・病床規制に係る医療法の特例
- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例
- ・設備投資に係る課税の特例
- ・雇用労働相談センターの設置
- ・安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例
- ・保育士資格に係る児童福祉法等の特例
- ・特定非営利活動促進法の特例
- ・粒子線治療の研修に係る出入国管理及び難民認定法施行規則の特例
- ・特区医療機器薬事戦略相談
- ・旅館業法の特例
- ・外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例
- ・特定実験試験局制度に関する特例
- ・土壌汚染対策法施行規則の特例

養父市 中山間地農業の改革拠点

区域会議 | H26.7.23/ H27.1.27, 9.3, 10.14/ H28.3.24開催

区域計画認定 | H26.9.9/ H27.1.27, 9.9, 10.20

メニュー 6
事業 16

- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
- ・農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・歴史的建築物等に係る旅館業法施行規則の特例
- ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例
- ・特定非営利活動促進法の特例

福岡市・北九州市 創業のための雇用改革拠点

区域会議 | H26.6.28, 9.25/ H27.3.25, 10.14/ H28.2.4, 3.24開催

区域計画認定 | H26.9.9, 9.30/ H27.6.29, 10.20/ H28.2.5, 4.13

メニュー 10
事業 25

- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・病床規制に係る医療法の特例
- ・雇用労働相談センターの設置
- ・創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例
- ・特定非営利活動促進法の特例
- ・保険外併用療養に関する特例
- ・創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例
- ・人材流動化支援施設設置
- ・ユニット型指定介護老人福祉施設設備基準に関する特例
- ・「シニア・ハローワーク」の設置

沖縄県 国際観光拠点

区域会議 | H26.10.26/ H27.6.10, 9.3/
H28.3.24開催

区域計画認定 | H27.6.29, 9.9 / H28.4.13

メニュー 3
事業 4

- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・保育士資格に係る児童福祉法等の特例
- ・病床規制に係る医療法の特例

新潟市 大規模農業の改革拠点

区域会議 | H26.7.18, 12.3/ H27.6.9, 11.26/
H28.3.24開催

区域計画認定 | H26.12.19/ H27.6.29, 11.27

メニュー 8
事業 19

- ・農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
- ・農家レストラン設置に係る特例
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・雇用労働相談センターの設置
- ・創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例
- ・特定非営利活動促進法の特例
- ・設備投資に係る課税の特例

仙北市 「農林・医療の交流」のための改革拠点

区域会議 | H27.9.7, 10.14/ H28.2.4, 5.10開催

区域計画認定 | H27.9.9, 10.20/ H28.2.5, 5.19

メニュー 5
事業 6

- ・国有林野の管理経営に関する法律の特例
- ・農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例
- ・特定実験試験局制度に関する特例
- ・特定非営利活動促進法の特例

仙台市 「女性活躍・社会起業」のための改革拠点

区域会議 | H27.9.7/ H28.2.4開催

区域計画認定 | H27.9.9/ H28.2.5

メニュー 5
事業 5

- ・特定非営利活動促進法の特例
- ・保育士資格に係る児童福祉法等の特例
- ・保険外併用療養に関する特例
- ・雇用労働相談センターの設置
- ・特区医療機器薬事戦略相談

東京圏（東京都、神奈川県、千葉県千葉市、成田市）

国際ビジネス、イノベーションの拠点

区域会議 | H26.10.1, 12.9/ H27.3.4, 6.15,
9.3, 10.14, 11.26, 12.11/ H28.2.4, 3.24, 5.10開催

区域計画認定 | H26.12.19/ H27.3.19, 6.29, 9.9, 10.20, 11.27, 12.15/
H28.2.5, 4.13, 5.19

メニュー 19
事業 56

- ・都市再生特別措置法の特例
- ・都市計画決定等に係る都市計画法の特例
- ・エリアマネジメントに係る道路法の特例
- ・保険外併用療養に関する特例
- ・病床規制に係る医療法の特例
- ・二国間協定に基づく外国医師の業務解禁
- ・雇用労働相談センターの設置
- ・東京開業ワンストップセンターの設置
- ・公証人法の特例
- ・保育士資格に係る児童福祉法等の特例
- ・旅館業法の特例
- ・創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例
- ・国際的な医療人材の育成のための医学部の新設に係る認可の基準の特例
- ・都市公園の占用許可に係る都市公園法の特例
- ・外国人家事支援人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例
- ・特定非営利活動促進法の特例
- ・土壌汚染対策法施行規則の特例
- ・農家レストラン設置に係る特例
- ・特区医療機器薬事戦略相談

愛知県

「産業の担い手育成」のための教育・雇用・農業等の総合改革拠点

区域会議 | H27.9.8, 11.26/ H28.3.24開催

区域計画認定 | H27.9.9, 11.27/ H28.4.13

メニュー 10
事業 16

メニュー 5
事業 7

- ・創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例
- ・創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例
- ・特定実験試験局制度に関する特例
- ・雇用労働相談センターの設置
- ・人材流動化支援施設設置

広島県・今治市

観光・教育・創業などの国際交流・ビックデータ活用特区

区域会議 | H28.3.30開催

区域計画認定 | H28.4.13

- ・農業委員会と市町村の事務分担に係る特例
- ・農業への信用保証制度の適用
- ・農業生産法人に係る農地法等の特例
- ・農家レストラン設置に係る特例
- ・保険外併用療養に関する特例
- ・公社管理道路運営事業の特例
- ・公立学校運営の民間開放に係る学校教育法等の特例
- ・特定非営利活動促進法の特例
- ・雇用労働相談センターの設置
- ・特定実験試験局制度に関する特例

国家戦略特区の「新たな目標」の設定

- 平成29年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、以下の取り組みを「新たな目標」として設定

残された「岩盤規制」の改革

- 以下を重点的に取り組むべき分野・事項として、規制改革事項の追加や深掘に加え、必要な指定区域の追加や、改革事項を活用した具体的事業の「可視化」などについて、一層の加速的推進を図る。
 - 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進
 - 公共施設等運営権方式の活用等による「インバウンド」の推進
 - 幅広い分野における「シェアリングエコノミー」の推進
 - 幅広い分野における事業主体間の「イコールフットリング」の実現
 - 特にグローバル・新規企業等における「多様な働き方」の推進
 - 地方創生に寄与する「第一次産業」や「観光」分野等の改革

事業実現のための「窓口」機能の強化

- 国家戦略特区における措置とまらないものを含め、あらゆる事業の実現を図るための「窓口（ゲートウェイ）」としての機能について、経済団体等とのより密接な連携の下、一層の強化を図る。

更なる規制改革事項の追加

- 全国から募集する規制改革提案に加え、以下の規制改革事項などについて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、次期国会への提出も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

東京圏における国際都市機能の更なる向上

東京開業ワンストップセンターの抜本的強化

小型無人機や完全自動走行に係る「近未来技術実証」の推進

国家戦略特区における「民泊」の検証など

地域の実情に即した待機児童対策

小規模認可保育所に対するバリアフリー条例の適合免除の明確化

「医療的ケア児」への義務教育のための看護に関する新たな仕組みの構築

特区における公務員等の「働き方改革」の先行実施

農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁

幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進

地域限定数次ビザの発給要件の更なる緩和など

コーポレートガバナンスの更なる強化と活力ある金融・資本市場の実現 ~ 民間企業等の取組・成果

日本版スチュワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コードの策定、社外取締役選任を促進する会社法改正法の施行など、コーポレートガバナンス改革は大きく進展。

日本版スチュワードシップ・コードの策定

- 2014年2月の策定以来、207の機関投資家が受け入れ。
(2016年5月24日時点)

U スチュワードシップ・コードに基づく取組の広がり

日本生命

- 2015年4月、ROE5%を求める議決権行使の新しい基準を採用。
- ROE5%未達の約90社(保有時価の合計約1兆円)を重点対話企業に選定。
- 必要に応じ、経営陣らにミーティングを要求し、中長期的な企業価値向上を働きかけ。
- 改善されない場合にはトップ選任に反対、株式売却を検討する予定。

第一生命

- 2014年度に議決権対象となった2,206社のうち、302社の会社提案に反対。反対した主な提案は、内部留保の水準に比して配当性向が著しく低い場合の余剰金処分、長期にわたる業績の著しい低迷からの回復が見込めない場合の経営トップの再任、長期在任監査役(12年超)選任等。

年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)

- 2015年9月、国連責任投資原則に署名。投資先企業におけるESG(環境、社会、ガバナンス)を適切に考慮した運用への取組み。

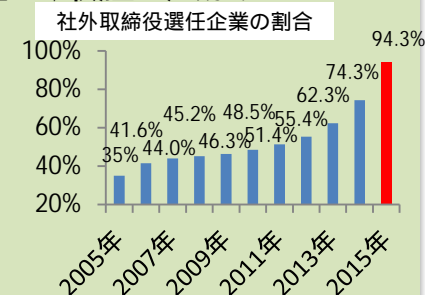
コーポレートガバナンス・コードの策定

- 2015年6月1日より、2,000社超の企業に適用。

U コーポレートガバナンス・コードに基づく取組の広がり

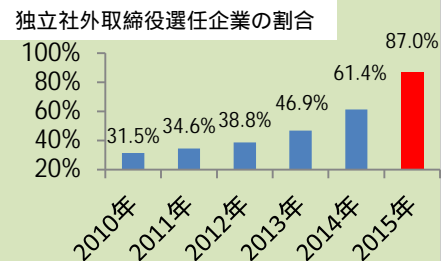
社外取締役等の選任状況

- 2015年、社外取締役を選任する企業の割合は、94.3%に。
- 2015年、独立社外取締役を選任する企業の割合は、87.0%に。
- 2名以上の独立社外取締役を選任する企業の割合も48.4%に。



政策保有株式削減

- 2014年度、主要企業の6割が持ち合い株削減(日経新聞調査)。
- 3メガバンクは、政策保有株式削減の数値目標を発表。



3メガバンクグループの政策保有株式の「当面の削減目標」(2015年11月時点)

	15/3末残高(取得原価)	当面の削減目標	期間
三菱UFJ	2.8兆円	8,000億円程度(約3割)	5年程度
みずほ	2.0兆円	5,500億円程度(約3割)	3年半程度
三井住友	1.8兆円	5,000億円程度(約3割)	5年程度

コーポレートガバナンスの更なる強化 ~ 今後の取組

コーポレートガバナンス改革の取組を、「形式」から「実質」へと深化させる。そのため、機関投資家サイドから上場企業への働きかけの実効性を高めるとともに、上場企業サイドにおける適切取組の確保を図る。

コーポレートガバナンス改革の取組の深化

- 投資家と上場企業の対話の促進（利益相反管理の在り方検討、経営方針・戦略等の分かりやすい情報開示）。
- 日本取引所グループ等と連携した、CEOの選解任、取締役会の構成・運営・評価等に関する企業の取組状況の把握・公表。
- 日本取引所グループ等と連携した、政策保有株式の縮減に向けた事業会社・金融機関の取組状況のモニタリング。
- 対話型株主総会プロセスの実現（株主総会の招集通知添付書類の電子化、議決権行使プロセスの電子化、総会日・議決権行使の基準日の在り方検討）
- 持続的な企業価値を生み出す企業経営・投資の在り方、その評価手法について検討。

情報開示、会見基準及び会計監査の質の向上

- 企業と投資家の対話を促進するため、各種の開示内容の共通化を含め、効果的・効率的な開示について2019年前半を目標に実現を目指す。
- 監査法人のマネジメント強化のため、監査法人のガバナンス・コードの策定。監査法人のガバナンス、会計監査の品質確保のための取組にかかる情報開示。

活力ある金融・資本市場の実現

- NISA及びジュニアNISAの更なる普及・制度の発展。
- 日本取引所グループのJPX400の更なる普及・定着、スマートベータ指数等新たな指標の開発促進。
- 東京を国際金融センターとするための連携強化（金融庁に設置する海外アセットマネージャー／オーナーに対する相談窓口と東京都との連携強化、大手町から兜町地区までのエリアを海外の高度金融人材が集積する地区とするよう、国家戦略特区等の活用について検討）。
- FinTechへの対応の加速（日本発のFinTechベンチャー創出・利用者目線の金融サービスの革新、FinTechへの制度的対応の検討）
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた、キャッシュレス化の推進、魅力ある観光地形成、インバウンド需要の喚起に向け、キャッシュレス決済に伴い得られるビッグデータの利活用の環境整備。
- 金融機関が安定的な金融仲介機能を発揮できるよう、特にシステム上重要な金融機関に対しては、政策保有株式の着実な縮減を要請等。

新陳代謝の促進・事業再編の円滑化等

- イノベーションを生み出す研究開発、有形・無形資産等への戦略的投資、スピード感のある事業再編等を加速するために必要な施策の検討。

PPP/PFI等による公的サービス・資産の民間開放拡大 ~ 今後の取組

【目標の拡大】

10年間（2013 - 2022年度）のPPP / PFI事業規模 12兆円

うち公共施設等運営権（コンセッション）方式を活用したPFI事業 2 ~ 3兆円



10年間（2013 - 2022年度）のPPP / PFI事業規模 21兆円に拡大

うち公共施設等運営権（コンセッション）方式を活用したPFI事業 7兆円

【コンセッション事業等の重点分野進捗状況】

目標：空港【6件】、水道【6件】、下水道【6件】、道路【1件】（2014 - 2016年度）

現況：空港【4件】、水道【2件】、下水道【3件】、道路【1件】（2016年4月1日時点）

事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件も1件としてカウント。

- 仙台空港の施設運営を東急前田豊通グループが2016年2月から開始。
- 関西国際空港と伊丹空港の施設運営をオリックスとヴァンシ・エアポート（仏）が2016年4月から開始。

【今後の取組】

- **新たな重点分野として、文教施設【3件】 公営住宅【6件】（2016 - 2018年度）を追加。**
コンセッション以外の方式も含む。
- **成長対応分野（空港、文教施設、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設等）及び成熟対応分野（有料道路、水道、下水道、公営住宅等）ごとに取組を強化。**